

証券コード 3201
平成25年2月4日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)
日 本 毛 織 株 式 会 社
代表取締役
社 長 佐 藤 光 由

第182回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第182回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年2月25日(月曜日)午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成25年2月26日(火曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1 第182期(平成23年12月1日から平成24年11月30日まで)事業報告、
連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2 会計監査人および監査役会の第182期(平成23年12月1日から平成
24年11月30日まで)連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名予選の件 |
| 4. その他本招
集に関する
事 項 | 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結
注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては法令
および当社定款第17条の規定に基づきまして、当社ホームページ
(http://www.nikke.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご
通知の添付書類には記載しておりません。 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp>)において掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、東日本大震災からの復興などを背景に一部緩やかな回復傾向を見せたものの、欧州や中国をはじめとした対外経済環境を巡る不確実性は依然として高く、全世界的な景気減速や円高の長期化などの影響もあり、弱めの動きが続きました。

このような情勢のなか、当社グループは、今期を第1次中期経営計画（2009～2011年）3カ年の実績を今一度検証し第2次中期経営計画（2013～2015年）の足掛かりを確かなものとするための1年と位置づけました。そして「ニックグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向け、「6事業領域・全方位で、限定せず、内向きならず、外に向かう」という方針のもと、生産性向上への取組みをさらに強化すべく諸施策を不断に実行し、顧客志向の仕組みづくり・新しい事業価値の創出・業務の効率化にグループ一丸となり取り組んでまいりました。

事業活動の内容としては、衣料繊維事業および資材事業におきましては、中国での展開にとどまらず経済成長の著しいASEAN地域（マレーシア（南海ニック・トレンガヌ社および南海ニック・マレーシア社）・タイ（ゴーセン・タイランド社））への進出を行うことでグローバル化を推し進め、コミュニティサービス事業におきましては、介護事業やフランチャイズ事業において積極的に店舗数・拠点数を拡大いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は973億円強（前期876億円強）、連結経常利益は54億円余（前期49億円強）、連結当期純利益は32億円強（前期31億円余）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりであります。

＜衣料繊維事業＞

「衣料繊維事業」は、ウール（天然繊維）を主素材とした衣料用の素材・商品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、原毛相場の下落と国内市況の悪化により販売数量が減少し微減収となりました。

学校向け制服素材は、流通段階の在庫調整が一巡したこともあって入学商戦および夏物の受注が好調に推移しました。さらに来年度向け早期備蓄も好調に推移し、増収となりました。

官公庁向け制服素材は、予算削減という厳しい環境のもと、官公庁の年度末に向けた受注が好調であったことと、価格改定前の出荷が旺盛で増収となりました。

一般企業向け制服素材は、百貨店店服、金融関係などの大口物件受注により前期並みとなりました。

一般衣料向け素材は、メンズ向け素材においてはメイド・イン・ジャパンの高品質、高機能素材の拡販により増収となりましたが、製品およびレディース向け素材の減少により全体では減収となりました。

海外向け素材は、欧州経済危機の影響を強く受け欧州からの受注は低調に推移しましたが、北米向けは販売先との関係性深化に努めたことで好調に推移し前期並みとなりました。

この結果、衣料繊維事業の当連結会計年度の売上高は420億円余となりました。

＜資材事業＞

「資材事業」は、ウールから化合繊、糸から紐・フェルト・不織布・カーペットまでの開発・製造・卸売りを行っております。

産業用資材は、前期より楽器向けにおいて好調であったフェルトは、今期後半にかけてやや軟調となりました。不織布は自動車向けが堅調に推移しましたが、OA関連・液晶テレビ向けが軟調に推移しました。糸・紐は自動車関連の増産効果が大きく好調に推移し、結果、産業用資材全体では微増収となりました。

カーペットは、家庭用途向けは概ね計画どおり推移しましたが、業務用途向けは厳しい状況が続いており減収となりました。

生活用資材のうち、ラケットスポーツ用品は前期後半からの緩やかな回復基調のなかでガット関係は微増収となりましたが、ラケット関係については特に海外向けの不

振が影響し減収となりました。釣糸は海外OEMが不振でしたが新製品の健闘で国内販売が増収となり、結果、生活用資材全体では微減収となりました。

この結果、資材事業の当連結会計年度の売上高は134億円強となりました。

<エンジニアリング事業>

「エンジニアリング事業」は、産業向け機械、電子・電気計測器および制御装置の設計・製造・販売を行っております。

産業向け機械および制御装置は、車載品や二次電池製造関連設備の受注・売上が好調に推移し大幅な増収となりました。

電源・計測器は、家電メーカーなどの環境が厳しく、また事業譲渡による不採算部門の再編を行ったことにより減収となりました。

画像検査機は、海外需要の開拓に努めましたが、収益を押し上げるには至らず減収となりました。

この結果、エンジニアリング事業の当連結会計年度の売上高は70億円弱となりました。

<開発事業>

「開発事業」は、ショッピングセンターなど商業施設の開発・賃貸・運営、住宅等の建設・販売、不動産管理など、「街づくり」を主眼とした地域共生型の不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケコルトンプラザ」（千葉県市川市）が、当期後半に気候の影響で苦戦したもののシネマへの来場者の増加に伴い集客が好調に転じたこと、および「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）における空き区画への新テナント誘致などにより微増収となりました。

なお、今期より注力しておりますPM(プロパティマネジメント)事業の新規受託については、愛知県で1件内定しており、今春から始動することとなっております。

不動産事業は、賃貸部門では依然として既存テナントの撤退および賃料引下げ要請などの影響を受けましたが、宅地分譲事業による引渡しがあり増収となりました。

この結果、開発事業の当連結会計年度の売上高は87億円弱となりました。

＜コミュニティサービス事業＞

「コミュニティサービス事業」は、ゴルフコース・練習場、テニススクール、乗馬クラブなどのスポーツ施設や介護施設、カラオケなどのアミューズメント施設、携帯電話販売ショップやアイスクリームショップ、キッズランド施設（屋内型会員制幼児遊戯施設）、レンタルビデオショップなどの拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

スポーツ事業は、インドアテニススクールにおいて平成22年に開校した「ニッケテニスドーム小豆沢」（東京都板橋区）の運営が軌道に乗り、また全期間で売上に寄与したことや、利用者・入場者数が増加したことにより増収となりました。

介護事業は、デイサービス事業・小規模居宅介護事業ともに利用者が好調に伸びたことに加え、一昨年5月開所の認知症デイサービス「ニッケれんげの家 今伊勢」（愛知県一宮市）に続き、昨年3月には「ニッケれんげの家 犬山」および小規模多機能型居宅介護施設「ニッケふれあいセンター 犬山」（ともに愛知県犬山市）を開所しました。そして昨年4月には愛知県一宮市に、新規開設の介護付有料老人ホーム「ニッケあすも一宮」、増床移転の「ニッケふれあいセンター 今伊勢」およびデイサービス「ニッケつどい一宮」の計3施設に前記「ニッケれんげの家 今伊勢」を加えた介護施設の集合体である「ニッケ介護村」を開所し、これらが収益に寄与し増収となりました。

アミューズメント事業は、個人消費の冷込みが厳しいなか、店舗コンセプトやメニューの見直しなどが奏功し増収となりました。

携帯電話販売事業は、スマートフォン市場の急速な拡大と新規出店などから販売台数が伸びたことにより増収となりました。

キッズランド事業は、一昨年7月にオープンした「ニッケピュアハートキッズランド アルパーク広島」（広島市西区）に加え、既存2施設も集客を伸ばしたことにより、増収となりました。

その他新規事業は、ビデオレンタル事業にて一昨年12月に新たに7店舗が加わったことにより増収となりました。

この結果、コミュニティサービス事業の当連結会計年度の売上高は197億円強となりました。

＜生活流通事業＞

「生活流通事業」は、寝装品・メンズ／レディースのイージーオーダー・手編毛糸の販売、馬具・乗馬用品の販売、社交ダンス用ドレスのレンタル・販売、各種商品の貿易代行業務、ペットフードの輸入販売、100円ショップ向け卸売業、荷役・物流作業など、主に消費財を対象とした流通・小売を行っております。

寝装品は、ギフト市場においては仏事市場の更なる縮小により前期実績を大きく割り込みましたが、一般寝装品は前期並みに推移しました。業務用ルートにおいては自治体・各企業などで災害に備える意識が高まった影響から災害用備蓄毛布が好調で、全体としては大幅な増収となりました。

イージーオーダーは、外販が好調でしたが、アルファニッケ神戸店の閉店により減収となりました。

手編毛糸は、教室・講習会向け販売の低迷に春夏物毛糸の不振が重なり減収となりました。

馬具・乗馬用品は、在庫政策によって販売の機会損失を抑えたことが奏功し増収となりました。

社交ダンス用ドレスのレンタル・販売は、当第2四半期からの新規事業であり収益に寄与いたしました。

貿易代行業務は、主力品目の注文が減少し大幅な減収となりました。

ペットフードは、価格競争の激化に加え主力ホームセンターでの取扱いが減少したことなどにより減収となりました。

100円ショップ向け卸売業は、前第3四半期からの新規事業であり収益に寄与いたしました。

この結果、生活流通事業の当連結会計年度の売上高は65億円弱となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 179 期 (平成21年度)	第 180 期 (平成22年度)	第 181 期 (平成23年度)	第 182 期 (平成24年度・当連結会計年度)
衣料繊維事業	40,835	37,975	39,387	42,022
資材事業	13,330	15,062	13,585	13,449
エンジニアリング事業	4,514	5,825	5,304	6,980
開発事業	7,822	8,438	7,683	8,675
コミュニティサービス事業	11,256	12,749	16,386	19,748
生活流通事業	4,773	4,779	5,312	6,480
合 計	82,534	84,831	87,659	97,357

2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、生産設備の新規導入や更新を実施しました。織布生産を担う大成毛織は、生産性向上および開発力強化を目的に一宮事業所内へ新工場を建設の上移転しました。

資材事業では、生産設備の新規導入や更新を実施しました。

開発事業では、土地開発関連を中心に設備投資を実施しました。

コミュニティサービス事業では、新規店舗出店などの設備投資を実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金でまかないました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 179 期 (平成21年度)	第 180 期 (平成22年度)	第 181 期 (平成23年度)	第 182 期 (平成24年度・当連結会計年度)
売 上 高	82,534 <small>百万円</small>	84,831 <small>百万円</small>	87,659 <small>百万円</small>	97,357 <small>百万円</small>
経 常 利 益	2,451 <small>百万円</small>	4,733 <small>百万円</small>	4,942 <small>百万円</small>	5,401 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	797 <small>百万円</small>	2,148 <small>百万円</small>	3,102 <small>百万円</small>	3,261 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	9円90銭	26円81銭	40円13銭	42円98銭
総 資 産	116,962 <small>百万円</small>	113,021 <small>百万円</small>	111,392 <small>百万円</small>	117,792 <small>百万円</small>
純 資 産	69,875 <small>百万円</small>	68,998 <small>百万円</small>	67,642 <small>百万円</small>	70,046 <small>百万円</small>
1株当たり純資産額	854円35銭	863円44銭	879円84銭	913円10銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

8. 対処すべき課題

当社グループは、「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第2次中期経営計画（2013～2015年）」を策定しました。当中期経営計画では、より収益性に重点を置いて持続的な成長発展を遂げるために、事業運営体制をシナジー発揮や事業展開をより加速しやすい組織へと一部見直すことにいたしました。新体制のもと、顧客価値の向上・創造やグループ総合力の一段の強化を図り、2015年度には連結売上高1,000億円以上、連結営業利益70億円以上を目指します。

<衣料繊維事業>

今期に新たに加わったマレーシアの製造2拠点を含めた国内外の生産体制を再構築し、グローバルな適地適品生産体制を整備します。加えて、総合的な技術力・企画開発力を駆使し、積極的な海外事業展開への取組みを強化します。

<産業機材事業>

円高による国内産業の空洞化や品質・価格競争の激化など、産業機材分野を取り巻く環境は厳しさを増しております。来期（平成25年11月期）より発足する「産業機材事業本部」では、海外事業展開や他社とのコラボレーションを加速させ、積極的な事業の幅出し・深化と収益基盤の構築を図ります。また、資材事業とエンジニアリング事業の多様な人材を結集させ、商品開発力の強化を図ります。

<人とみらい開発事業>

来期（平成25年11月期）より発足する「人とみらい開発事業本部」では、開発事業とライフバリューサービス事業（旧コミュニティサービス事業内の一事業）の融合により両事業の資産とサービスを融合させ、「街づくり＝暮らしづくり」の開発を通じて資産価値の向上を目指します。特に、今後急増する介護サービスへのニーズに対応し、予防介護サービスから「認知症」を含む中重度介護サービスにわたるニッケの介護サービスを同一地域で提供していく「ニッケ介護村」を中心とした地域密着型の介護施設を展開してまいります。また、時代の要望が強い再生可能エネルギー・太陽光発電による売電事業として「ニッケまちなか発電所」の拠点拡大に積極的に取り組みます。

<コンシューマー事業>

来期（平成25年11月期）より発足する「コンシューマー事業本部」では、生活流通事業と通信・新規サービス事業（旧コミュニティサービス事業内の一事業

業)の統合により、両事業の商品やサービス拠点を融合しシナジー効果を発揮させることにより収益向上を図ります。特に、今後市場拡大が見込まれるキッズランド事業や通信(スマートフォン)事業の拠点拡大に伴い、供給商品の強化を図り更なる事業拡大につなげていきます。

激変する環境において、加速するグローバル化に対応しながら、ニッケグループの持つ強みを最大限に発揮すべく、活力あるグループ経営機能の強化を推進し、上記施策の実現に向けて全力を挙げてまいります。

また、企業価値を高め、持続的な成長を図り、経営の健全性と透明性を確保するために、コーポレートガバナンス体制の強化と内部統制システムの適切な運用に注力するとともに、コンプライアンス、リスク管理、環境活動、社会地域貢献などに引き続き積極的に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ナカヒロ	100百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
アカツキ商事株式会社	50	100.0	衣料用素材・商品の販売
佐藤産業株式会社	95	50.1	同 上
大成毛織株式会社	30	100.0	毛織物製造
株式会社中日毛織	10	100.0	同 上
青島日毛織物有限公司	3.7百万米ドル	86.5	同 上
江陰日毛紡績有限公司	12	90.0	毛糸製造
アンビック株式会社	100百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
株式会社ゴーセン	100	100.0	スポーツ用品・釣糸・ 産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所	50	100.0	産 業 向 け 機 械 の 製 造 販 売
ニッケ不動産株式会社	30	100.0	建 設 ・ 不 動 産
株式会社ニッケレジャーサービス	10	100.0	ス ポー ツ 関 連 事 業
ニッケアウデオSAD株式会社	60	100.0	フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業 ・ キ ッ ズ ラ ン ド 事 業
株式会社ニッケ・ケアサービス	10	100.0	介 護 事 業
ニッケ商事株式会社	35	100.0	寝 装 品 ・ 手 編 毛 糸 ・ イ ー ジ ー オ ー ダ ー の 販 売
双洋貿易株式会社	10	100.0	馬 具 ・ 乗 馬 用 品 の 製 造 販 売 お よ び 貿 易 代 行
株 式 会 社 友 栄	33	100.0	100円ショップ向け雑貨の卸売り

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社17社を含め39社であり、持分法適用会社は5社であります。

10. 主要な事業内容

事業	主要商品または施設名
衣料繊維事業	
糸	梳毛糸（織糸・ニット糸）、紡毛糸
毛織物	制服素材（学校向け・官公庁向け・一般企業向け）、 メンズ・レディース向け素材、受託整理加工
衣料製品	スクールセーター、フオーマルスーツ
資材事業	不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、カーペット、 テニスサーフェス、スポーツ用品、釣糸、その他産業用資材・生活用資材
エンジニアリング事業	産業向け機械、電子・電気計測器、画像検査機
開発事業	
商業施設運営	ショッピングセンター（ニッケパークタウン、ニッケコルトンプラザ）
不動産	賃貸、管理、建設、販売
コミュニティサービス事業	
スポーツ	ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、バッティングセンター
介護	介護サービス
通信	携帯電話販売
アミューズメント	ボウリング場、カラオケ、飲食
その他事業	ビデオレンタルショップ、アイスクリームショップ、キッズランド施設
生活流通事業	
寝装品	毛布、ふとん
イージーオーダー	メンズ/レディース向けスーツのイージーオーダー
手編糸	手編毛糸
馬具・乗馬用品	馬具・乗馬用品
ペット用品	ペット用品、ペットフード
その他事業	貿易代行、100円ショップ向け卸売、荷役・物流作業

11. 主要な営業所および工場

(1) 当社

- ① 営業所 本店 (神戸市中央区) 東京支社 (東京都中央区)
本社事務所 (大阪市中央区)
- ② 工場 印南工場 (兵庫県加古川市) 岐阜工場 (岐阜県各務原市)
一宮第1・第2事業所 (愛知県一宮市)
- ③ 商業施設 ニッケパークタウン (兵庫県加古川市)
ニッケコルトンプラザ (千葉県市川市)

(2) 子会社

- 株式会社ナカヒロ (大阪市中央区)
- アカツキ商事株式会社 (東京都墨田区)
- アンビック株式会社 (兵庫県姫路市)
- 株式会社ゴーセン (大阪市中央区)

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,583名	117名増

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均1,012名)は含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,512 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	2,031
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,811
株式会社みずほ銀行	1,666

II 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成24年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
- (2) 発行済株式の総数 88,478,858株
- (3) 株主数 8,926名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	7,134千株	9.41%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,728	4.91
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,728	4.91
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,728	4.91
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,763	3.64
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,183	2.88
帝 人 株 式 会 社	2,105	2.77
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.63
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,829	2.41
ニ ッ ケ 従 業 員 持 株 会	1,724	2.27

(注) 持株比率については、自己株式数（12,680,419株）を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権などに関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
○ 取 締 役	松 村 博 昭	取締役会議長
※ 取 締 役 社 長	佐 藤 光 由	社長執行役員
取 締 役	瀬 野 三 郎	専務執行役員 経営戦略センター長
取 締 役	藤 原 典	常務執行役員 産業機材事業本部長
○ 取 締 役	迫 間 満	常務執行役員 衣料繊維事業本部長
取 締 役	雀 部 昌 吾	バンドー化学株式会社名誉顧問 学校法人神戸薬科大学理事長
取 締 役	竹 村 治	
取 締 役	宮 武 健 次 郎	大日本住友製薬株式会社相談役
○ 常 勤 監 査 役	栗 原 信 邦	
常 勤 監 査 役	犬 伏 康 郎	
監 査 役	大 江 眞 幸	
監 査 役	荒 尾 幸 三	弁護士（中之島中央法律事務所） 南海電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. ○印は平成24年2月24日開催の第181回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役ならびに監査役であります。
 3. 取締役 栗原信邦氏、監査役 松村博昭氏は任期満了により、平成24年2月24日開催の第181回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
 4. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
栗原信邦	取締役、常務執行役員 第2経営戦略センター 長兼人財戦略室長	常 勤 監 査 役	平成24年2月24日
松村博昭	常 勤 監 査 役	取 締 役 会 議 長	平成24年2月24日
迫間 満	執 行 役 員 衣料繊維事業本部長	取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長	平成24年2月24日
瀬野三郎	取締役、常務執行役員 社 長 補 佐 第1経営戦略センター長兼 経 営 企 画 室 長 兼 事 業 開 発 室 長	取締役、専務執行役員 経営戦略センター長	平成24年12月1日
藤原 典	取締役、常務執行役員 資 材 事 業 本 部 長 兼 インテリアカンパニー長 兼 エンジン・アリンク事業部 事 業 部 長 兼 管 理 部 長	取締役、常務執行役員 産業機材事業本部長	平成24年12月1日

5. 取締役 雀部昌吾、竹村治、宮武健次郎の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 大江真幸、荒尾幸三の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 雀部昌吾、竹村治、大江真幸の各氏は、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人員	報酬等の総額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	131百万円 (9百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	36百万円 (6百万円)	
合 計	14名	168百万円	

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額15百万円を含んでおります。
2. 報酬等の総額には、平成24年2月24日開催の第181回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
- なお、監査役 栗原信邦氏は、第181回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に記載しております。また、取締役 松村博昭氏は、第181回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、支給額と員数につきましては、取締役在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	役 職	関 係
社外取締役	雀部昌吾	バンドー化学株式会社	名 誉 顧 問	—
		学校法人神戸薬科大学	理 事 長	—
	宮武健次郎	大日本住友製薬株式会社	相 談 役	—
社外監査役	荒尾幸三	中之島中央法律事務所	弁 護 士	—
		南海電気鉄道株式会社	社外監査役	—
		株式会社日本触媒	社外監査役	—

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	雀部昌吾	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	竹村 治	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	宮武健次郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	大江真幸	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また監査役会12回すべてに出席し、他社での経営経験および監査役の経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	荒尾幸三	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また監査役会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

大阪監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 34百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 34百万円

財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議し、運用しております。

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図ります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
 - (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
 - (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - (5) 「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、社内イントラネットおよび当社ホームページに掲載して社内外に公開する。全取締役および使用人は配布された「企業倫理ハンドブック」を熟読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
 - (6) 「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門および各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
 - (7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
 - (8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。

- (2) グループ経営会議議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

5. 当社およびそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。

- (3) ニッケグループ全体のコンプライアンス体制の強化のため、「リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

7. 前項6の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項6の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

8. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は取締役会の他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

「内部統制システム構築の基本方針」については、当社を取り巻く環境の変化等も視野に入れ、必要に応じて見直しを行いながら継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制を構築し運用するよう努めております。また、この内部統制システムの構築・運用状況については期末に評価を行い、重大な欠陥や不備は存在せず適切に運用されていることを確認しており、その旨を取締役に報告しております。

IV 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて、各事業領域において重要課題を明確化し、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

株主還元策につきましては、株主の利益を重要な課題の一つと考へ経営に取り組み、配当を30年以上にわたり無配・減配することなく実施してまいりました。

コーポレートガバナンスへの取組みにつきましては、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としており、社外取締役の招聘や「アドバイザリーボード」の設置をはじめとした諸施策を不断に実施し、企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得るべく、更なる強化充実に努めております。

社会的責任につきましては、企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることとコンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」が不可欠であるとの認識のもと、全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。また、「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけ、「地球環境委員会」を設置し、CO2削減を目指すべく「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとした環境保全にも取り組んでおります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成24年2月24日開催の第181回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入いたしました。本プランは、大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様に対して、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要となる大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、さらには株主の皆様が熟慮に必要な時間を確保するものであり、これによって株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

(1) 本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

(2) 本プランの概要

① 大規模買付ルールの概要

(i) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（大規模買付情報）の提供を要請します。

(ii) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日を上限として設定した取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたうえで株主の皆様公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合の対応

(i) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役

会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施します。この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務に従いその責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

4. 前記取組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

- (1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入しております。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置しております。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(3) 株主意思の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものであります。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の意思が十分反映される仕組みとなっております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成24年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流 動 資 産	65,215	流 動 負 債	30,126
現金及び預金	13,489	支払手形及び買掛金	10,415
受取手形及び売掛金	22,260	短期借入金	10,775
商品及び製品	15,193	1年内償還予定の社債	162
仕掛品	6,545	未払法人税等	866
原材料及び貯蔵品	2,145	繰延税金負債	38
繰延税金資産	1,177	その他	7,868
その他	4,546	固 定 負 債	17,619
貸倒引当金	△142	社 債	50
固 定 資 産	52,577	長期借入金	4,989
有形固定資産	33,973	繰延税金負債	1,219
建物及び構築物	22,565	退職給付引当金	3,039
機械装置及び運搬具	3,073	役員退職慰労引当金	85
土地	7,386	長期預り敷金・保証金	7,700
建設仮勘定	364	資産除去債務	337
その他	583	その他	196
無形固定資産	661	負 債 合 計	47,746
のれん	321	〔純資産の部〕	
その他	339	株 主 資 本	68,867
投資その他の資産	17,942	資 本 金	6,465
投資有価証券	12,341	資 本 剰 余 金	4,543
長期貸付金	317	利 益 剰 余 金	65,432
破産更生債権等	89	自 己 株 式	△7,574
長期前払費用	225	その他の包括利益累計額	343
前払年金費用	2,610	その他有価証券評価差額金	522
繰延税金資産	405	繰延ヘッジ損益	18
その他	2,091	為替換算調整勘定	△196
貸倒引当金	△139	少 数 株 主 持 分	835
資 産 合 計	117,792	純 資 産 合 計	70,046
		負債及び純資産合計	117,792

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連 結 損 益 計 算 書

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		97,357
売上原価		74,877
売上総利益		22,480
販売費及び一般管理費		17,142
営業外利益		5,337
営業外収入	359	
受取利息及び配当金	481	841
営業外費用		
支払利息	220	
その他	557	777
特別利益		5,401
固定資産売却益	1,834	
投資有価証券売却益	63	
補償金収入	1,465	
負ののれん発生益	325	3,689
特別損失		
固定資産売却損	36	
投資有価証券売却損	42	
投資有価証券評価損	405	
抱合せ株式消滅差損	31	
減損	7	
事業構造改善費用	1,654	
退職給付信託の一部返還に伴う影響額	1,799	3,978
税金等調整前当期純利益		5,113
法人税、住民税及び事業税	1,232	
法人税等調整額	480	1,712
少数株主損益調整前当期純利益		3,401
少数株主利益		139
当期純利益		3,261

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年12月1日残高	6,465	4,544	63,542	△7,514	67,037
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,366	-	△1,366
当期純利益	-	-	3,261	-	3,261
自己株式の取得	-	-	-	△65	△65
自己株式の処分	-	△0	-	5	5
連結子会社の増加による減少	-	-	△7	-	△7
連結子会社の減少による増加	-	-	3	-	3
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	1,890	△60	1,829
平成24年11月30日残高	6,465	4,543	65,432	△7,574	68,867

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益累計 額 合計		
平成23年12月1日残高	112	6	△367	△248	853	67,642
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	409	11	170	592	△18	-
連結会計年度中の変動額合計	409	11	170	592	△18	2,403
平成24年11月30日残高	522	18	△196	343	835	70,046

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸 借 対 照 表

(平成24年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	37,636	流 動 負 債	12,173
現金及び預金	6,092	支払手形	201
受取手形	1,134	買掛金	1,575
売掛金	9,252	短期借入金	3,454
商品及び製品	5,934	未払金	1,988
仕掛品	3,862	未払費用	1,220
販売用土地	208	預り金	2,500
原材料及び貯蔵品	1,012	その他	1,232
繰延税金資産	373	固 定 負 債	13,542
短期貸付金	6,965	長期借入金	3,029
前払費用	37	繰延税金負債	1,040
その他の金	2,774	退職給付引当金	1,731
貸倒引当金	△11	長期預り敷金・保証金	7,348
固 定 資 産	48,172	資産除去債	309
有形固定資産	25,968	その他	80
建物	17,998	負 債 合 計	25,715
構築物	1,838	[純資産の部]	
機械及び装置	1,294	株 主 資 本	59,592
車両運搬具	5	資 本 金	6,465
工具器具及び備品	159	資 本 剰 余 金	5,104
土地	4,419	資本準備金	5,064
建設仮勘定	252	その他資本剰余金	39
無形固定資産	133	自己株式処分差益	39
ソフトウェア	89	利 益 剰 余 金	55,597
その他	44	利益準備金	1,616
投資その他の資産	22,070	その他利益剰余金	53,980
投資有価証券	11,377	損失補填準備積立金	680
関係会社株式	5,080	配当引当積立金	930
出資金	11	従業員退職給与基金	1,466
関係会社出資金	2,323	圧縮記帳積立金	2,389
長期貸付金	195	圧縮特別勘定積立金	430
破産更生債権等	740	別途積立金	37,950
長期前払費用	80	繰越利益剰余金	10,134
前払年金費用	2,610	自 己 株 式	△7,574
その他の金	428	評価・換算差額等	500
貸倒引当金	△777	その他有価証券評価差額金	480
資 産 合 計	85,808	繰延ヘッジ損益	20
		純 資 産 合 計	60,093
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	85,808

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,972
売上原価		26,548
売上総利益		7,424
販売費及び一般管理費		4,909
営業利益		2,514
営業外収益		
受取利息及び配当金	907	
その他の	226	1,133
営業外費用		
支払利息	101	
その他の	393	495
特別利益		3,153
固定資産売却益	1,834	
投資有価証券売却益	63	
抱合せ株式消滅差益	71	
補償金収入	978	2,948
特別損失		
投資有価証券評価損	379	
関係会社整理損	63	
関係会社株式評価損	257	
関係会社貸倒引当金繰入額	708	
減損損失	7	
事業構造改善費用	563	
退職給付信託の一部返還に伴う影響額	1,799	3,780
税引前当期純利益		2,321
法人税、住民税及び事業税	165	
法人税等調整額	294	459
当期純利益		1,861

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成23年12月1日から
平成24年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金		資本剰余金 合計
			自己株式処分差益		
平成23年12月1日残高	6,465	5,064	39	5,104	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	△0	△0	
積立金の積立	-	-	-	-	
積立金の取崩	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	
平成24年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104	

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
損失補填 準備積立金		配当引当 積立金	従業員退職 給与基金	圧縮記帳 積立金	圧縮特別 勘定積立金	
平成23年12月1日残高	1,616	680	930	1,466	1,863	-
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	592	430
積立金の取崩	-	-	-	-	△66	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	526	430
平成24年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	2,389	430

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成23年12月1日残高	37,950	10,596	55,102	△7,514	59,158
事業年度中の変動額 剰余金の配当	-	△1,366	△1,366	-	△1,366
当期純利益	-	1,861	1,861	-	1,861
自己株式の取得	-	-	-	△65	△65
自己株式の処分	-	-	-	5	5
積立金の積立	-	△1,022	-	-	-
積立金の取崩	-	66	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△461	494	△60	434
平成24年11月30日残高	37,950	10,134	55,597	△7,574	59,592

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成23年12月1日残高	55	12	67	59,225
事業年度中の変動額 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	425	8	433	-
事業年度中の変動額合計	425	8	433	867
平成24年11月30日残高	480	20	500	60,093

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 1月10日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年1月10日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第182期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年12月1日から平成24年11月30日までの第182期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針・職務の分担等に従い、取締役・内部監査部門・内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び大阪監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の実際を調査するとともに報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年1月11日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 栗原 信 邦 ㊟

常勤監査役 犬伏 康 郎 ㊟

社外監査役 大江 眞 幸 ㊟

社外監査役 荒尾 幸 三 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。期末配当につきましては、株主様のご期待に応えるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円（総額757,984,390円）といたします。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金18円（総額1,365,223,494円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

将来の不動産有効活用策を含む新たなビジネスへの進出等を目的として、現行定款第2条に定める事業目的を追加するものであります。なお、当該事業領域において新規に事業を行う場合には、事前に当社取締役会における審議・決定を経た上で実行いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (23) <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;"><新 設></p> <p><u>(24)</u> <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (23) <現行どおり></p> <p><u>(24) 牧畜および農業の経営並びにこれらにより生産される農作物等の生産、加工、販売</u></p> <p><u>(25)</u> <現行どおり></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さとうみつよし 佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員資材・エンジニアリング事業管掌、製造技術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員研究開発センター長兼経営戦略センター長 平成21年12月 当社取締役社長、社長執行役員（現任）	67,000株
2	せのさぶろう 瀬野三郎 (昭和24年1月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年2月 当社執行役員グッドライフ事業本部長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員財務・経営企画担当、グッドライフ事業本部長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員開発事業本部長兼本店长 平成21年12月 当社取締役、常務執行役員社長補佐、経営戦略センター長兼経営企画室長 平成23年2月 当社取締役、常務執行役員社長補佐、第1経営戦略センター長兼経営企画室長 平成24年2月 当社取締役、常務執行役員社長補佐、経営戦略センター長兼経営企画室長兼事業開発室長 平成24年12月 当社取締役、専務執行役員経営戦略センター長（現任）	54,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ふじ わらのり 藤原 典 (昭和25年7月18日生)	<p>昭和48年4月 当社入社</p> <p>平成15年12月 当社インテリア資材事業本部インテリアカンパニー事業部長兼印南工場副工場長</p> <p>平成17年2月 当社インテリア資材事業本部副本部長</p> <p>平成18年2月 アンピック株式会社取締役製造本部長</p> <p>平成20年2月 当社執行役員生活産業資材事業本部長</p> <p>平成20年12月 当社執行役員資材事業部事業部長</p> <p>平成23年2月 当社取締役、常務執行役員 資材事業本部長兼インテリアカンパニー長兼エンジニアリング事業部事業部長兼管理部長</p> <p>平成24年12月 当社取締役、常務執行役員 産業機材事業本部長（現任）</p>	40,000株
4	はさ まみつる 迫間 満 (昭和31年11月8日生)	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成15年2月 当社スクールユニフォーム部長</p> <p>平成18年2月 当社執行役員ユニフォーム事業本部長兼スクールユニフォーム部長</p> <p>平成20年12月 当社執行役員衣料繊維事業本部副本部長兼販売第1部長</p> <p>平成23年2月 当社執行役員衣料繊維事業本部長</p> <p>平成24年2月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長（現任）</p>	34,000株
5	※ とみ た かず や 富田 一 弥 (昭和34年4月3日生)	<p>昭和59年4月 当社入社</p> <p>平成19年2月 当社コミュニティサービス事業グループ長</p> <p>平成20年12月 当社コミュニティサービス事業部長</p> <p>平成21年2月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長</p> <p>平成23年12月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長</p> <p>平成24年12月 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長兼コンシューマー事業本部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長（現任）</p>	24,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	たけむら おさむ 竹村 治 (昭和14年12月7日生)	昭和38年4月 大阪商船株式会社入社 平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役 平成6年6月 株式会社商船三井取締役 平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長 平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長 平成16年6月 同社相談役 平成21年2月 当社社外監査役 平成23年2月 当社社外取締役(現任)	一株
7	みやたけ けんじろう 宮武 健次郎 (昭和13年2月16日生)	昭和36年3月 大日本製菓株式会社入社 平成7年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成17年10月 大日本住友製菓株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成23年2月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 大日本住友製菓株式会社相談役(現任) (重要な兼職の状況) 大日本住友製菓株式会社相談役	一株
8	※ おおえ まさき 大江 眞幸 (昭和16年12月3日生)	昭和39年3月 日本生命保険相互会社入社 平成3年7月 同社常勤監査役 平成9年5月 大阪商業信用組合理事長 平成16年6月 新星和不動産株式会社取締役社長 平成20年2月 当社社外監査役(現任)	一株

(注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 竹村治氏、宮武健次郎氏および大江眞幸氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。なお、竹村治氏および大江眞幸氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。また、宮武健次郎氏につきましては、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定としております。

4. 社外取締役候補者の選任理由について

①竹村治氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。

②宮武健次郎氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。

③大江眞幸氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同

氏は、現在当社社外監査役であります。本総会の終結の時をもって辞任により退任する予定であります。同氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって5年となります。

5. 社外取締役候補者の独立性について

①社外取締役候補者各氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

②社外取締役候補者各氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

③社外取締役候補者各氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

④社外取締役候補者各氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者 竹村治氏および宮武健次郎氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、大江真幸氏の新任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 大江眞幸氏が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ に 丹 羽 繁 夫 (昭和23年9月20日生)	昭和46年4月 株式会社日本長期信用銀行（現新生銀行）入行 平成10年4月 同行法務部長 平成12年2月 コナミ株式会社入社 同社法務部長 平成15年1月 同社執行役員法務・知的財産本部長 平成20年9月 財団法人日本品質保証機構入構 同機構参与（現任）	一株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 丹羽繁夫氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であり、大江眞幸氏の後任として選任をお願いするものであります。従いまして、任期は当社定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとします。
4. 社外監査役候補者の選任理由について
 丹羽繁夫氏については、他の会社における法務部門責任者としての豊富な経験を通じて、独立的な立場からの確かな監査を行っていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役候補者の独立性について
 ①丹羽繁夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 ②丹羽繁夫氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 ③丹羽繁夫氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 ④丹羽繁夫氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
6. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、丹羽繁夫氏の新任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なか せ まもる 中瀬 守 (昭和23年10月20日生)	昭和55年4月 公認会計士登録 昭和56年5月 公認会計士 中瀬守 事務所開業（現任） 平成3年6月 株式会社シーエスマネジメント設立 代表取締役就任（現任） 平成17年6月 株式会社ワオ・コーポレーション社外監査役 平成22年9月 誠光監査法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シーエスマネジメント代表取締役 誠光監査法人代表社員	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 中瀬守氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
 中瀬守氏は、公認会計士としての経験を通じて、独立的な立場からの確な監査を行っていただきたため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 4. 法令に定める監査役の員数を欠き、中瀬守氏が社外監査役として就任した場合、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

